

財産取得

消防ポンプ自動車を取得

3消防団(柵ノ目・外川目・西中島)に配備

消防団配備用消防ポンプ自動車の取得について、原案のとおり可決しました。

ポンプ自動車は花巻市消防団第3分団第6部花巻・柵ノ目、第10分団第1部1班大迫・外川目、第14分団第3部石鳥谷・西中島の各分団に配備されます。



今年度取得するポンプ自動車は1分間に2000リットル以上の放水が可能です(第7分団第3部に配備されている同型のポンプ自動車)

- 〔消防団配備用ポンプ自動車の取得内容〕
- ◆取得数量 3台
 - ◆取得予定価格 5,034万7,500円
 - ◆取得の相手方 合資会社古川ポンプ製作所一関支店

専決処分

国保税条例の改正など 専決処分5件

花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、原案のとおり承認しました。



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の普通徴収納付書

本改正は地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されたことに伴い所要の改正を行うものです。

これは、国民健康保険の基礎課税額の限度額を56万円から47万円に変更することや、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円に設定すること、また、75歳以上の国保に加入していた世帯員が長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に入ったことにより、国保の単身世帯となった世帯に対し、国民健康保険税を5年間減額すること、そして、これまで必要だった国民健康保険税の2割

軽減の申請が不要になるなどです。

このほか承認された専決処分は次のとおりです。

- 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議
- 平成19年度花巻市一般会計補正予算(第9号)
- 平成19年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

花巻市市税条例の一部を改正する条例

反対討論

〔櫻井肇 議員〕
後期高齢者医療制度そのものが制度として認められないため、花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に反対。

議員発議

常任・議会運営委員の任期を2年に

花巻市議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり可決しました。

年となっていた常任委員と議会運営委員の任期を2年に改めるものです。本条例は、平成20年7月1日から施行されます。



常任委員会では請願・陳情の審査のほか、それぞれの所管に関する調査を行っています(6/12 文教常任委員会で行った複式学級の視察)

人事

人権擁護委員候補者を適任と決定

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、候補者を適任と決定しました。人権擁護委員は、基本的な人権が侵犯されることのないように監視するとともに、侵犯された場合、速やかに適切な処置を採ること、自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。任期は3年です。

引き続き推薦する方々

- おりい ゆうえつ 折居祐悦さん (太田)
- ふじいくにこ 藤井邦子さん (西大通り)
- うちだ 内田スワさん (北笹間)
- かまくらげんえつ 鎌倉玄悦さん (南川原)

新しく推薦する方

- あさぬまあきお 浅沼昭男さん (大迫町外川目)

その他可決した議案

- ▽市道の路線の認定及び廃止
- ▽花巻流通工業団地の開発行為および都市計画変更に伴い、市道の路線を認定するとともに、従前認定した市道の路線を廃止しようとするもの
- ▽花巻市固定資産評価員の選任に関し同意を求めること
- ▽田瀬湖ふれあいランド林間遊具施設からの落下事故に係る損害賠償事件に関する和解及び損害賠償の額の決定に関する議決